新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　正　後

別表第１（病院）

市区町村名	病院の名称	所在地
（略）		
新潟市中央区	（略）	（略）
	東新潟病院	新潟市中央区姥ヶ山274－１
	老人保健施設　緑樹苑	新潟市中央区神道寺２丁目４－24
	（略）	（略）
（略）		

改　正　前

別表第１（病院）

市区町村名	病院の名称	所在地
（略）		
新潟市中央区	（略）	（略）
	東新潟病院	新潟市中央区姥ヶ山274－１
	日本歯科大学医科病院	新潟市中央区浜浦町１丁目８
	日本歯科大学新潟病院	新潟市中央区浜浦町１丁目８
	緑エスポワール病院	新潟市中央区神道寺２丁目４－24
	老人保健施設　緑樹苑	新潟市中央区神道寺２丁目４－24
	（略）	（略）
（略）		

附　則

この規程は、公布の日から施行する。